

平成二十二年二月二十六日受領
答弁第一三三二号

内閣衆質一七四第一三二号

平成二十二年二月二十六日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員山本拓君提出九頭竜川下流域の国営かんがい排水事業に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山本拓君提出九頭竜川下流域の国営かんがい排水事業に関する再質問に対する答弁書

一の1について

御指摘の事実については、地方公共団体等の関係者の参考に供するため、次年度の国営かんがい排水事業の地区別予算額の目安として公表していたものであり、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）上の個別規定に基づくものではない。

一の2及び3について

農林水産省では、平成二十二年度の直轄事業に関する支出負担行為の実施計画の策定に向けて、現在、必要な検討を行っているところであるが、金額が大幅に変わり得ることから、地方公共団体に説明ができる検討段階になく、資料を公にすれば、地方公共団体等の関係者の誤解等を招くおそれがあることから、現時点で広く一般に公表することは困難である。

二について

国営かんがい排水事業の完了の予定時期については、事業を実施する各地域ごとの土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）に基づく土地改良事業計画においてお示ししているとおりであるが、事業の完

了年度については、各年度の予算額等により変動するものであるため、確定的にお答えすることは困難である。